

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月7日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋1階加熱蒸気系配管(非放射性)において、蒸気及び凝縮水漏れ(1滴/秒、人身に影響なし)が認められたため、当該配管を点検補修。	G	
2	1号機	中央制御室のダスト放射線モニタ系のディスプレイ盤において、表示不良(表示されない、別場所で確認可)が認められたため、当該盤を点検補修。	G	
3	1号機	碍洗・防災ポンプ(B)の定例試験時、出口圧力スイッチの異常により同ポンプの停止が認められたため、当該圧力スイッチを点検。	G	
4	3号機	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(A)吐出ライン第一ドレン弁の開操作時、閉固着が認められたため、当該弁を点検修理。	G	
5	4号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)渦流フィルタ(B)旋回弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
6	4号機	主復水器連続洗浄装置(C)ボール捕集器差圧計において、指示値不良(低め指示)が認められたため、当該計器の検出配管を点検。	G	
7	その他	需要箇所で消耗品(試験材)購入時、購買台帳の作成失念が認められたため、当該台帳を作成。	G	
8	その他	「福島第二原子力発電所における不適合発生・処理状況について(平成22年度第2四半期)」において、誤記が認められたため、当該資料を訂正及び対応検討。	G	